

## 香川県条例第12号

香川県営住宅条例の一部を改正する条例

香川県営住宅条例（昭和39年香川県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>目次</u>	
<u>第1章 総則（第1条・第2条）</u>	
<u>第2章 県営住宅等の設置（第3条—第3条の5）</u>	
<u>第3章 県営住宅等の管理（第4条—第33条）</u>	
<u>第4章 雜則（第34条・第35条）</u>	
<u>附則</u>	
<u>第1章 総則</u>	
(趣旨)	(趣旨)
第1条 略	第1条 略
(用語の意義)	(用語の意義)
第2条 略	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
<u>(4) 準特定優良賃貸住宅 特定公共賃貸住宅について用途の変更を行い、低額所得者に賃貸するための県営住宅をいう。</u>	
<u>(5) 特別県営住宅 前3号に掲げる県営住宅以外の県営住宅をいう。</u>	
<u>(6)～(8) 略</u>	<u>(4) 特別県営住宅 一般県営住宅及び特定公共賃貸住宅以外の県営住宅をいう。</u>
<u>第2章 県営住宅等の設置</u>	<u>(5)～(7) 略</u>
(設置)	(設置)
第3条 略	第3条 略

(整備基準)

第3条の2 県営住宅等の整備基準は、次条から第3条の5までに定めると  
ころによるほか、規則で定めるところによる。

(健全な地域社会の形成)

第3条の3 県営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成  
に資するように考慮して整備するものとする。

(良好な居住環境の確保)

第3条の4 県営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等  
にとって便利で快適なものとなるように整備するものとする。

(費用の縮減への配慮)

第3条の5 県営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法  
の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることに  
より、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮するものとする。

### 第3章 県営住宅等の管理

(入居者の公募)

第4条 略

(入居者の資格)

第6条 一般県営住宅等（一般県営住宅又は準特定優良賃貸住宅をいう。以  
下同じ。）又は特別県営住宅に入居することができる者は、次の各号（高  
齢者、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定  
める者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、  
かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難で  
あると認められる者（以下「単身居住が困難な者」という。）を除く。）  
にあっては、第1号を除く。）の条件を具備する者でなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 入居の許可の申請をした日において、一般県営住宅等にあっては次  
に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額を超えない額の収入

(入居者の公募)

第4条 略

(入居者の資格)

第6条 一般県営住宅又は特別県営住宅に入居することができる者は、次の  
各号（公営住宅法施行令第6条第1項に規定する者にあっては、第1号を  
除く。）の条件を具備する者でなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 入居の許可の申請をした日において、規則で定める収入のある者で  
あること。

のある者、特別県営住宅にあっては規則で定める額の収入のある者であること。

ア 入居者及び同居者のいずれもが高齢者である場合、入居者又は同居者のいずれかが障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要がある場合として規則で定める場合 214,000円以下で規則で定める額

イ アに掲げる場合以外の場合 158,000円以下で規則で定める額

(4)～(8) 略

2 略

3 次条の規定により特定公共賃貸住宅に入居することができる者を入居させることが特別の事由により必要であると知事が認める一般県営住宅等については、これらの者は、第1項の規定にかかわらず、当該一般県営住宅等に入居することができる。

4 知事は、入居の申込みをした者が単身居住が困難な者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

5 知事は、入居の申込みをした者が単身居住が困難な者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、市町村（特別区を含む。）に意見を求めることができる。

#### （入居予定者の決定）

第8条 知事は、一般県営住宅等又は特別県営住宅へ入居の申込みをした者の数が入居させるべき一般県営住宅等又は特別県営住宅の戸数を超える場合においては、住宅に困窮する実情を調査し、申込者のうちから次の各号のいずれかに該当する者を選考して、入居予定者を決定しなければならない。この場合において、選考された者の数がなお入居させるべき戸数を超えるときは、当該選考された者について公開抽選によって入居予定者を決定しなければならない。

(1)～(6) 略

2 知事は、前項の規定により入居予定者の選考を行う場合においては、当該入居予定者が住宅に困窮する実情に応じ適切な規模、設備又は間取りの一般県営住宅等又は特別県営住宅に入居することができるよう配慮しなければならない。

(4)～(8) 略

2 略

3 次条の規定により特定公共賃貸住宅に入居することができる者を入居させすることが特別の事由により必要であると知事が認める一般県営住宅等については、これらの者は、第1項の規定にかかわらず、当該一般県営住宅等に入居することができる。

#### （入居予定者の決定）

第8条 知事は、一般県営住宅又は特別県営住宅へ入居の申込みをした者の数が入居させるべき一般県営住宅又は特別県営住宅の戸数を超える場合においては、住宅に困窮する実情を調査し、申込者のうちから次の各号のいずれかに該当する者を選考して、入居予定者を決定しなければならない。この場合において、選考された者の数がなお入居させるべき戸数を超えるときは、当該選考された者について公開抽選によって入居予定者を決定しなければならない。

(1)～(6) 略

2 知事は、前項の規定により入居予定者の選考を行う場合においては、当該入居予定者が住宅に困窮する実情に応じ適切な規模、設備又は間取りの一般県営住宅又は特別県営住宅に入居することができるよう配慮しなければならない。

### 3・4 略

第8条の3 知事は、前2条の規定によるほか、高齢者、障害者、母子等の世帯その他の規則で定めるものの居住の安定を図るため、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、知事の登録を受けた者を入居予定者に決定することができる。

#### 2 略

##### (連帯保証人)

#### 第12条 略

(1) 県内に居住し、又は勤務する者であること。ただし、規則で定めるやむを得ない事情があるときは、この限りでない。

#### (2) 略

#### 2~4 略

##### (法第29条第7項の特別の事情)

第17条 法第29条第7項（第33条において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める特別の事情は、次に掲げるとおりとする。

#### (1)～(4) 略

##### (損害賠償)

#### 第26条 略

#### 2 略

3 知事は、法第29条第1項（第33条において準用する場合を含む。）の規定により請求を行った場合で、当該請求を受けた者が同項の期限までに当該一般県営住宅等を明け渡さなかったときは、当該請求を受けた者に対して、当該期限の翌日から当該一般県営住宅等の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を損害賠償として徴収することができる。

##### (駐車場の使用許可等)

第30条 入居者は、第2条第6号に規定する駐車場（以下「駐車場」という。）を使用しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

### 3・4 略

第8条の3 知事は、前2条の規定によるほか、老人、身体障害者、母子等の世帯その他の規則で定めるものの居住の安定を図るため、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、知事の登録を受けた者を入居予定者に決定することができる。

#### 2 略

##### (連帯保証人)

第12条 第9条第1項第1号及び前条第2項に規定する連帯保証人は、次の条件を具備する者で、知事が適当と認めるものでなければならない。

(1) 県内に居住し、又は勤務する者であること。

#### (2) 略

#### 2~4 略

##### (法第29条第7項の特別の事情)

第17条 法第29条第7項に規定する条例で定める特別の事情は、次に掲げるとおりとする。

#### (1)～(4) 略

##### (損害賠償)

#### 第26条 略

#### 2 略

3 知事は、法第29条第1項の規定により請求を行った場合で、当該請求を受けた者が同項の期限までに当該一般県営住宅を明け渡さなかったときは、当該請求を受けた者に対して、当該期限の翌日から当該一般県営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を損害賠償として徴収することができる。

##### (駐車場の使用許可等)

第30条 入居者は、第2条第5号に規定する駐車場（以下「駐車場」という。）を使用しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2～4 略

(社会福祉法人等及び登録事業者による一般県営住宅等の使用)

第31条 知事は、法第45条第1項に規定する社会福祉法人等及び高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第9条第1項に規定する登録事業者に対して、一般県営住宅等の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、一般県営住宅等を使用させることができる。

2 前項の規定により一般県営住宅等を使用しようとする同項の社会福祉法人等及び登録事業者は、規則で定めるところにより知事に使用の許可の申請をしなければならない。

(指定管理者による管理)

第32条 略

(準特定優良賃貸住宅の管理)

第33条 法第16条第1項、第22条第1項、第24条第1項、第28条第1項及び第2項、第29条第1項、第3項、第4項及び第7項、第30条第1項、第31条第1項、第32条第3項及び第4項並びに第34条の規定は、準特定優良賃貸住宅の管理について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法第16条第1項	公営住宅	準特定優良賃貸住宅
法第22条第1項	公営住宅に	準特定優良賃貸住宅 に
	公営住宅の入居者	準特定優良賃貸住宅 の入居者
法第24条第1項	他の公営住宅	準特定優良賃貸住宅
法第28条第1項及び 第2項並びに第29条 第1項及び第4項	公営住宅	準特定優良賃貸住宅
法第30条第1項	公営住宅の	準特定優良賃貸住宅 の
	公営住宅に	準特定優良賃貸住宅 に

2～4 略

(社会福祉法人等による一般県営住宅の使用)

第31条 知事は、法第45条第1項に規定する社会福祉法人等に対して、一般県営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、一般県営住宅を使用させることができる。

2 前項の規定により一般県営住宅を使用しようとする同項の社会福祉法人等は、規則で定めるところにより知事に使用の許可の申請をしなければならない。

(指定管理者による管理)

第32条 略

<u>法第31条第1項</u>	<u>他の公営住宅</u>	<u>準特定優良賃貸住宅</u>
	<u>前3条</u>	<u>第28条第1項及び第2項、第29条第1項、第3項、第4項及び第7項並びに前条第1項</u>
<u>法第32条第3項</u>	<u>公営住宅</u>	<u>準特定優良賃貸住宅</u>
<u>法第34条</u>	<u>第16条第1項若しくは第28条第2項</u>	<u>香川県営住宅条例（昭和39年香川県条例第24号）第13条</u>
	<u>第16条第4項（第28条第3項又は第29条第8項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭</u>	<u>香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）第1条ただし書の規定による家賃</u>
	<u>第18条第2項</u>	<u>香川県営住宅条例第15条第1項ただし書</u>
	<u>第19条（第28条第3項又は第29条第8項において準用する場合を含む。）の規定による家賃、敷金若しくは金銭</u>	<u>同条例第14条第2項ただし書若しくは第15条第1項ただし書の規定による家賃若しくは敷金</u>
	<u>請求、</u>	<u>請求又は</u>
	<u>又は第40条の規定による公営住宅への入居の措置に関し</u>	<u>に関し</u>
	<u>公営住宅の</u>	<u>準特定優良賃貸住宅の</u>

#### 第4章 雜則

(水道技術管理者の資格)

第34条 県営住宅の入居者の用に供するため県が設置する水道法（昭和32年法律第177号）第3条第6項に規定する専用水道に係る同法第34条第1項において準用する同法第19条第3項の条例で定める水道技術管理者の資格については、香川県布設工事監督者を置く水道の布設工事等を定める条例（平成24年香川県条例第5号）第4条に規定する簡易水道の水道技術管理者的資格の例による。

(委任)

第35条 略

(補則)

第33条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。